

ふれあいネットワーク



社協だより

第107号

令和2年10月1日

編集・発行

社会福祉法人 **六ヶ所村社会福祉協議会**
六ヶ所村大字平沼字二階坂92-7
(六ヶ所村老人福祉センター内)
TEL 75-3000・75-2292 FAX 75-2292

お吸い物の郵送を実施いたしました。



村内に居住する70歳以上のひとり暮らし高齢者と、世帯員が75歳以上の高齢者世帯を対象に、見守りを兼ねてレトルト食品を郵送しました。
例年4月から11月まで実施している楽寿食事が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となっており、地域で生活するひとり暮らし高齢者の方と、高齢者世帯の方々への支援が実施できていない状況が続いています。そのため、安否確認を兼ねてレトルト食品を対象者が手渡しで受取れる方法にて郵送しました。
例年各自自治会・町内会で盛大に実施されてきた敬老会の開催ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見合わせる状況となっております。ささやかではありませんが、敬老の日をお祝いできるものとして、レトルト赤飯・五目釜めし、インスタントのお吸い物の郵送を実施いたしました。

自己負担1食につき200円
※申し込み・詳細については六ヶ所村社会福祉協議会までお問合せください。
六ヶ所村社会福祉協議会
(電話 75-2292)



※写真はイメージです。

ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯へ見守りを兼ねた高齢者支援

六ヶ所村配食サービス事業 ～南地区で実施しています～

食事の調理が困難な高齢者等に対し、栄養のバランスが取れた食事を提供する『配食サービス事業』を実施しています。現在は、六ヶ所村の南地区のみを対象とし、高齢者等の生活の支援と見守りを目的に行っています。1日1食(お昼のみ)を週5日の範囲で利用することができます。
【対象者】
・おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯
・65歳未満の障がい者で単身世帯であるもの(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛護手帳の交付を受けている者に限る。)
・老衰、心身の障がい又は疾病等の理由により食事の調理及び調達が困難なもの
・介護保険制度の要介護認定を受けたもの
【対象地域】
倉内地区・平沼地区・新城平地区・新納屋地区・中志地区・内沼地区・豊原地区・端地区・千歳地区・千歳平地区・庄内地区・笹崎地区・陸栄地区・六原地区

福祉資金のご活用を

たすけあい資金

社協では、低所得世帯等を対象に、応急の費用に困る方に無利子で資金を貸付します。
対象者は社協で必要と認められた方で保証人が必要です。
(※なお、本資金は寄附金等村民の善意のお金を原資として貸付しています。)
借入れについては社協、地区民生委員までお申し込み下さい。

生活福祉資金

村社協では県社協より委託を受け、低所得世帯等を対象に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために資金を貸付しています。
資金の種類により貸付条件、貸付限度額(特別枠)添付書類等が異なりますので、詳しくは社協、地区民生委員までおたずね下さい。

◇たすけあい資金

資金の種類	償還期間	貸付限度額	償還方法
生活保護立替金 自立更正資金 応急援護資金	貸付日より 6カ月以内	50,000円以内	分割又は一括

◇生活福祉資金

資金の種類	貸付条件					
	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人	
総合支援資金	生活支援費※1 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:12ヶ月以内	最終貸付日から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可
	住居入居費※1 ・住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内			
	一時生活再建費※1 ・生活を再建するために、一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内			
福祉資金	福祉費 ・日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要と見込まれる費用	580万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可
	緊急小口資金※1 ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日 から 2ヶ月以内	据置期間 経過後 12ヶ月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専・短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内	卒業後 6ヶ月以内	据置期間 経過後 (高校)8年 (高専・短大)10年 (大学)15年	無利子	不要 世帯内で連帯 借受人が必要
	就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間:※2		契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3% 又は 長期プライム レートの いずれか 低い利率	必要 推定相続人の 中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間:※2				不要

社協だよりの発行には、共同募金の配分金が使われております。

※1...生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用を要件としています。
※2...借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。

皆様より
たくさんの
ご応募をい
ただき誠に
ありがとうございます
ございました。



六ヶ所村社会福祉協議会では、皆さ
まよりご協力いただき、赤い
羽根共同募金の配分金を活用し、ひと
り親世帯を対象に食料支援を実施しま
した。
本事業は、新型コロナウイルス感染
症拡大予防対策に伴う学校などの臨時
休業、事業所の休業などにより家計の
負担が増えている家庭が多いことか
ら、経済的な影響を受けやすいひとり
親世帯の生活を支援することを目的と
しています。
給付した食料は、レトルトご飯、レ
トルトカレー、カレールー、インスタ
ントラーメン、カップ焼きそば、カッ
プヌードル、シーフードヌードル、コ
ーンスープ、ゼリー、ポテトチップス、
クッキー、
スポーツ飲
料です。

ひとり親世帯への
食料無料給付

地域住民の集いの場として開催されて
いるサロン。新
型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
長期にわたり
サロンの開催日を見合わせてきました。
それぞれの自治
会・町内会によつて異なりますが、尾
駈町内会・野附自
治会では、マスクの着用・手指消毒・
検温・三密予防対
策など新型コロナウイルス感染症拡大
予防対策を実施し
ながらサロンの再開しています。新
たに9月からは二又
自治会、10月からは庄内自治会が
加わります。二又自治
会は二又集会所、庄内自治会は庄
内集会所での開催とな
ります。また、10月からは泊町
内会でもサロンを再開す
る予定です。
現在、六ヶ所村では泊地区・尾駈
地区・尾駈浜地区・
野附地区・平沼地区でサロンを
開催しており、令和2年
9月には二又地区、10月には庄
内地区が加わり、現在7
ヶ所でサロンを開催していま
す。
住み慣れた地域で高齢になつても
健康で過ごせるよう
に、ぜひ地域のサロンに
参加してみてください。
※サロンの開催日、開催
状況は自治会・町内会に
よつて異なりますので、
自治会・町内会または当
社会福祉協議会までお問
い合わせください。
六ヶ所村社会福祉協
議会
(電話 75-2292)



ふれあい・
いきいきサロン

お気軽に
お問合せ下さい。
(電話 75-2292)



【お仕事の募集】
臨時的また短期的で業者に頼むほど
ではない簡単な仕事を電話で申し込む
ことが出来ます。シルバー人材センタ
ーは収益を目的としていませんので一
般的に格安です。
【会員募集】
おおむね60歳以上で補助的な短期の
お仕事が出来方。健康上問題がなく、
草刈や雑務が出来方の方を募集してい
ます。(年会費として千円必要です。)
ぜひ一緒に活動してみませんか。

シルバー人材センター
会員及び仕事の募集

赤い羽根共同募金

10月1日よりはじまります



令和2年度
六ヶ所村目標額 2,150,000円

赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉事業法」に位置づけられ、全国一斉に展開されています。

みなさまからお寄せいただく寄附金は、地域福祉の充実のために役立てられています。

令和元年度募金運動により、六ヶ所村社会福祉協議会に1,510,000円が配分されました。配分金は次のように使われています。(令和2年度使用分)

○老人福祉活動費	
一人暮らし等ふれあい食事会	920,000円
○福祉育成・援助活動費	
福祉チャリティーショー事業費	120,000円
ひとり親家庭支援	190,000円
広報活動費(社協だより)	280,000円
計	1,510,000円

ご家庭で、職場で、学校で、共同募金はいつでも、どこでも参加できるボランティア活動です。
今年もみなさまのご協力をお願いします。



10月1日▶12月31日

共同募金への寄附金には税の特典があります。

- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税控除の対象になります。
- 共同募金運動期間以外も寄附金を取り扱っています。

